

## エコ・タウンおおい推進協議会設置運営要綱

### (趣旨)

第1条 恵まれた自然環境を守り育てるとともに、持続可能な低炭素化社会、資源循環型社会、自然共生社会の実現へ向けた環境施策の検討及び推進を図るため、エコ・タウンおおい推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項に関し、施策の検討及び推進に向けて協議を行う。

- (1) 地球温暖化防止対策に関すること
- (2) 3Rの推進に関すること
- (3) 自然との共生に関すること
- (4) 環境基本計画の策定に関すること

### (委員)

第3条 協議会は、委員8名以内で構成する。

- 2 委員は、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会に関する事務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

### (会議)

第5条 会長は必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

### (部会)

第6条 施策の検討及び推進を図るため、必要に応じて協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名するとともに、会長の承認により必要に応じて委員でない者を部会の構成員とすることができる。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における調査審議の経過及び結果を協議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長は必要に応じて」とあるのは「部会長が会長に諮って」と読み替えるものとする。

### (事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、生活環境課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。